

座間市危険ブロック塀等撤去補助金

# 危険ブロック塀等の 撤去補助金制度のご案内

ブロック塀等(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀など)が地震により倒壊するととても危険です。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック塀が倒壊し人命が失われております。

また、壊れたブロック塀等の破片が道路に散乱し避難の妨げにもなります。地震で傾いた塀、老朽化した塀など、危険なブロック塀等の撤去に座間市の補助制度をぜひご利用ください。



補助金に関する問い合わせは

都市整備課 指導係 電話 046-252-7396(直通)

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

庁舎4階

ホームページ <http://www.city.zama.kanagawa.jp>

### 補助対象となるブロック塀等

- ・道路からの高さが60cm以上で、「点検表」により危険性があると判断されるもの。  
※ブロック塀等・・・コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、  
その他これらに類する塀及び門柱

### 補助対象となる工事

- ・ブロック塀等及び基礎を一部又は全部取り除く工事
- ・撤去後、道路面からの高さが60cm未満になること。
- ・擁壁の上にブロック塀等がある場合には、ブロック塀等部分が60cm未満となること。



### 補助額の算定式

通学路(小学校)に面する場合

$$\text{撤去工事の見積金額(税抜)} \times 3/4 = \text{補助額(千円未満切捨て)}$$

一敷地の上限額15万円

通学路(小学校)以外に面する場合

$$\text{撤去工事の見積金額(税抜)} \times 1/2 = \text{補助額(千円未満切捨て)}$$

一敷地の上限額10万円

### 申請から補助金振込までの流れ

- 補助金交付申請 都市整備課へ提出  
↓ 申請書類の審査及び現地確認等
- 補助金交付決定通知 申請者へ送付  
↓
- ブロック塀等撤去工事 着手  
↓ 撤去工事の実施
- ブロック塀等撤去工事 完了  
↓
- 実績報告書 提出  
↓ 届出内容の審査
- 交付請求書 提出(補助金を指定口座へ振込)



### 注意事項

- ・補助金交付決定前に工事を始めてしまうと、補助金を受けられません。
- ・申請では申請書と添付すべき関係書類がすべて整った状態で受付となります。
- ・補助金の交付は一敷地につき1回までです。
- ・申請書類は市のホームページからダウンロードで入手することができます。

### その他

- ・道路に面して生け垣を設置する場合には別途「生け垣設置奨励金」制度があります。  
(延長1mにつき4,000円、限度額8万円)

生け垣に関する問い合わせ先:座間市 公園緑政課 公園管理係